

第14回産業福祉常任委員会会議録

平成28年12月8日（木）

開 会 午前10時30分

閉 会 午前11時17分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●町民課

- ①清里町税条例の一部を改正する条例
- ②清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ③平成28年度一般会計補正予算（町民課所管分）

●保健福祉課

- ①清里町高齢者生きがい発揮促進施設条例を廃止する条例について
- ②平成28年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）について

●産業建設課

- ①清里町管理の道路橋梁及び河川の指定管理者の選定について
- ②平成28年度除雪計画について

●焼酎醸造所

- ①平成28年度焼酎事業特別会計補正予算（第3号）について

2. 意見書の検討について

3. 次回委員会の開催について

4. その他

○出席委員（7名）

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 前 中 康 男 | 副委員長 | 池 下 昇 |
| 委員 | 村 島 健 二 | 委員 | 加 藤 健 次 |
| 委員 | 河 口 高 | 委員 | 堀 川 哲 男 |
| 委員 | 伊 藤 忠 之 | ※議長 | 田 中 誠 |

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-------|----------|-------|
| ■町民課長 | 河合 雄司 | ■税務収納G主幹 | 清水 俊行 |
| ■町民生活G総括主査 | 樫村 亨子 | ■町民生活G主査 | 山崎 孝英 |
| ■税務収納G主査 | 土井 泰宣 | | |
| ■保健福祉課長 | 藺部 充 | ■保健福祉課主幹 | 進藤 和久 |
| ■福祉介護G総括主査 | 阿部 真也 | | |
| ■産業建設課長 | 藤代 弘輝 | ■建設G総括主査 | 吉田 正彦 |
| ■焼酎醸造所長 | 二瓶 正規 | ■焼酎醸造所主査 | 北川 実 |

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏
主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第14回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

大きな1、町からの協議報告事項について町民課から3点ほど提案があります。町民課長。よろしくお願いします。

○町民課長

それでは最初に町民課からの協議報告事項3件につきまして、概要の説明を私の方からさせていただきます。

1点目、清里町税条例の一部を改正する条例及び2点目国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、法律の改正及び政令の施行に伴いまして清里町税条例国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。3点目の一般会計補正予算、町民課所管分につきましては各種医療対策費におきまして後期高齢者医療の療養給付費負担金を増額補正するものでございます。

詳細につきましては担当よりご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは税条例の一部改正からご説明いたします。

○前中委員長

担当主幹。

○税務・収納G主幹

12月開催の清里町議会に提出を予定しております、清里町税条例及び国民健康保険条例の一部を改正する条例について関連がありますので合わせて説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。お手持ちの資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、所得税法第8条等の改正に伴うもので、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正で、概要につきましては外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除する等の措置で、外国移住者等の所得に対し、所得税もしくは法人税の非課税及び外国移住者等が支払いを受ける一定の配当利子または使用料の課税を軽減し、分離課税として所得税算定の基礎に加えるもので所得税の申告を基準とする町道民税及び国保税について改正を行うものです。

町税条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。所得税法の改正に伴い附則20の2を新たに加え、現行の附則20の2を20の3に繰り下げるものです。2ページから10ページに税条例の改正の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、国保税条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。資料11ページをご覧ください。所得税法の改正に伴い、附則第11項及び附則第12項を新たに加え、現行の附則11項を第13項に12項を14項に繰り下げるものです。12ページから14ページに国保税条例の改正の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。施行期日につきましては、双方平成29年1月1日となっております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま①清里町税条例の一部を改正する条例並びに関連性がございましたので、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明ございました。各委員より質疑を賜りたいと思っております。何かございませんか。よろしいですか。

それでは次に、③平成28年度一般会計補正予算町民課所管分について提案説明、よろしく願いいたします。はい、総括主査。

○町民課総括主査

引き続き、町民課町民生活グループ所管の平成28年度一般会計補正予算についてご説明いたします。15ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目各種医療対策費、後期高齢者医療療養給付事業につきまして、平成27年度の実績による精算で平成27年度当初の概算負担金は5千322万円でしたが、負担額が6千410万5千708円と確定いたしましたので、追加負担金分として1千88万3千円を追加補正するもので、財源内訳は、全額一般財源となっております。後期高齢者医療療養給付費負担金は追加負担金分を合わせて、総額7千30万円となります。以上で説明を終わります。

○前中委員長

はい。ただいま平成28年度一般会計補正予算町民課所管分の提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思っております。何かございませんか。全体を通して町民課所管に関連することで、何か質疑ありましたら受けたいと思っておりますけれどもありませんか。池下委員。

○池下副委員長

後期高齢者の1千万についてお伺いしたいんですけど、これ27年度分の精算ってということなんですけども、こういうのは9月の決算の時には出ないものなんですか。

○前中委員長

はい、課長。

○町民課長

9月決算に本来出すべきなんでしょうけれども、実績通知が来ているのが9月の議会を終了してから来ているものですから、今回のタイミングで出させていただくことになりました。

○池下副委員長

わかりました。

○前中委員長

他になければ終わりたいと思いますけども。それでは町民課所管分を終わります。ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは保健福祉課関連で2項目の提案ございます。提案説明、保健福祉課長よろしく願いいたします。はい保健福祉課長。

○保健福祉課長

1点目は清里町高齢者生きがい発揮促進施設条例、この条例の廃止についてでございます。担当よりご説明申し上げます。

○前中委員長

担当。

○保健福祉課主幹

それでは保健福祉課資料、1ページ・2ページ、清里町高齢者生きがい発揮促進施設条例の廃止につきましてご説明をいたします。

本件につきましては、清里町高齢者生きがい発揮促進施設条例に基づき、羽衣町35番地に設置しておりました清里町健康管理情報関連施設及び羽衣町39番地に設置しておりました高齢者活動促進施設のそれぞれ活用が終了しまして、施設の用途廃止に伴い本条例を廃止するものです。

清里町健康管理情報関連施設は、清里の健康づくりの一環として行っておりました保健センターと利用者間の電話回線を使い、自宅にしながら保健師の指導を受けられることができた、うららという在宅健康管理システムのことで高齢者活動促進施設は普及センター南側に設置しておりました、温室ハウスでございます。以上です。

○前中委員長

はい。ただいま①清里町高齢者生きがい発揮促進施設条例を廃止する条例について提案説明がございました。このことについて各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。はい。それでは2番目。課長。

○保健福祉課長

12月定例議会におきまして一般会計補正予算案保健福祉課分、ケアハウス整備に関わる分でございますけれども、担当よりご説明申し上げます。

○前中委員長

はい。総括主査。

○福祉介護総括主査

それでは、3ページの方の補正予算の概要ということで御説明を差し上げます。まず上の方ですけれども民生費、社会福祉費の総務費で、臨時福祉給付金事業というところでございます。こちらにつきましては、今般国の消費税制度改正が平成31年10月までの2カ年半延期されることに伴いまして、軽減税率導入経過としての臨時給付金事業を行ってございますけれども、引き続き行われるという形の給付に対するものでございます。

2カ年半という期間において1年間相当6千円の給付ということで定義はなっておりまして、2ヶ年半で計1万5千円を一人当たりの給付額として設定を行っているところでございます。給付要件につきましては、これまでと同様であります。平成28年1月1日現在の住民の方で市町村民税が非課税、それから対象の方を扶養している方も非課税という形で条件は現状とかわらないものも給付ということになってございます。国の方では10月にこの給付にかかる補正予算が可決をされてございます。平成28年度内または平成29年早期の給付を実施主体に求めているというところから清里町では今般の補正予算に伴いまして可決いただいた後ですけれども1月の周知、2月からの給付を考えているところでございます。

期間としましては国の方では最大6ヶ月ということでございますので、平成29年の7月末までの給付期間という形で周知と給付を行っていきたいというところで考えているところでございます。ただ、会計年度をまたぐということから、一部を繰越明許費として事業を28、29で行っていきたいと考えているところでございます。計上内容につきましては事務事業の執行としまして、臨時職員の賃金52万円、それからチラシ、申請書関係の印刷もろもろ需用費ということで8万円。そして給付金の振込手数料それから結果通知の郵送関係の役務費としまして11万5千円。給付金本体としましては1万5千円、600人分相当を、これまでの給付金の経過等を鑑みまして計上しますので、900万ということにさせていただきたいと考えているところでございます。財源につきましてはすべて国庫支出金として必要額の10分の10が国から措置をされて給付に充てるということになってございます。

次の段に参りまして、ケアハウスの整備事業でございます。現在、実施設計の方を進めてございまして、おおむねこれから設計関係が上がってくるところでございますが、これまでのケアハウスに皆様に御説明した建物の形状、それからおよその面積につきましては法定によりまして求められる各諸費用の関係で今回補正をかけたいということでございます。

需用費としまして建設の確認申請というのを建設の前に北海道の方に行います。北海道の収入証紙代としまして規定によりまして16万円相当見込んでございます。16万円の計上を行います。それから役務費、手数料になりますけれども建物に係ります構造計算の判定の適合を行っていくという手続きがございまして。こちらに係る手数料、関係機関への諸費手数料ということで25万円の計上を行っていきたくてこのように考えてございます。合計して41万、そしてこれにつきましてはの財源は一般財源で行うという形のものでございます。以上で2本の補正予算の説明終わります。

○前中委員長

ただいま平成28年度一般会計補正予算保健福祉課関連分の提案がありました。中身としては、2件の案件の補正ということでございます。各委員より質疑を賜りたいと思います。河口委員。

○河口委員

今ケアハウスの整備事業の中の構造計算っていう中の部分について、ちょっと関連するんで直接じゃないんですけども、1つの考え方の設計の中に入れていただきたいなと思うのが、現在保健センターの西北側に非常電源のハウスができて、実際一部の部分の太陽光の発電に問題が出ているだろうと思うんですけども。その辺考えたときに、ケアハウスからの景観上もあそこの太陽パネルは、新しいケアハウスの上に移設しちゃった方が僕は良いんじゃないかなと思うんですね。改めてあそこにつけたいという意向もあるかもしれませんが、一部移設しなきゃならん現実には、景観上、ケアハウスの上にある保健センターにできている太陽パネル施設を上につけて、この構造計算っていうことに関係してくるのかなと思いますので、その辺の考え方についてはそういう案もあるということをちょっと今質問したんですけども、考え方はなんかあるんでしょうか。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

ケアハウスにおいては利用者負担の軽減というところで、温泉熱であったりだとか、太陽光の運用ということを考えてありまして、これとは別の形で今設計の中で検討しているところでございます。これにつきましては、また事業の目的と別になります。若干の日蔭というのは、12月、今月あるようにも聞いておりますけれども、総体としては大きなものではないというようなことで具体的には原課としては担当していなかったものですから、正直なところ具体的な影響っていうところは聞いてはないんですけども、12月には多少影響はあるということは聞いておりますが、もともと事業として、目的も事業も別だということで御理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

事業は別って言いながら、最終的な財源はひとつ、会計上はやっぱり1つになるんだらうと思いますけども、私は一番は景観なんですね。ケアハウスから見たときの斜里岳に向かったときの景観が非

常に良くない良くないっていう中で、方法としては、その屋上3階の上に移設しようっていうことはひとつの考え方もあるかなと思ひまして、今質問させていただいたんですけども、もしあれだったらどこかの机上の上でこういう提案があるということもちょっと検討していただきたいと。

○前中委員長
課長。

○保健福祉課長

ケアハウスの方に別途太陽光は考えております。ですからあれをケアハウスの屋上に移設ということにはならないというふうには今考えておりますが、それともうひとつ景観というところではいきますと、景観のために移設が出来るのかっていうところも現実問題あるのかな、ご意見としては伺っておきますので御理解をいただきたいと思ひます。

○前中委員長

あの施設の発電は、管理が原課という形でない中での説明なんで財産管理っていう部分で。今移設ってやる方向でということですか。

○保健福祉課長

そこらへん、そういう要望も委員会の中であるよということで理解させてください。

○前中委員長

ほかに関連性でもいいですけど。はい池下委員。

○池下副委員長

臨時福祉給付金のことなんですけども、補助金交付金900万はあれですか。申請制度でということですか。

○前中委員長

保健福祉課長。

○保健福祉課長

この事業は事業主体としては各自治体ということになってはいますが、事業は国の事業です。その国の基準に従って補助を受けて行うということになっておりますので、あくまでも申請によるものということになります。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

結構今までこればかりじゃなくて、いろいろな事業で補助金出しているものがたくさんあるんで

すが、その申請部分に関して半分ぐらいの申請しかないとかっていう部分のものもありましたからね、国の制度として申請制度でということ、これはこういうふうに決まってるんだからということではないのかなあというふうに思いますけども、ある程度、2年半で1万5千円ですけどそんなに金額的には大きなもんじゃないのかなと思いますけど、極力皆さんにわたるように啓蒙活動してもらいたいなというふうには思います。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

この件については幾度となく御質問御意見いただいております。申請制度を曲げることはやはりできません。町単独事業になってしまいます。消費税の逆進性の解消のために国が行っているところですので、町がこれを肩代わりということは趣旨としてないわけですが、ただ現場の方としては知らなかったということはないようにということで、これは何度もお話ししておりますので御理解いただいていると思いますけど周知については精一杯の努力をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

他に何かございませんか。なければ保健福祉課全体を通して質疑のある方よろしいですか。はい、加藤委員。

○加藤委員

関連なんですけど、このケアハウスの整備、ハードの部分については着々と進んでいるという証明だというふうに理解するわけですが、ソフトの部分、社会福祉協議会が主体ということの中で建物が建つと同時に、十分な入居者に対する募集の方法なりあるいは職員スタッフ等の安全な方法をとって、きちっとしたスタートができるように余裕を持った形の中に社会福祉協議会もされていると思いますが、その提出の書類等確認をしながら、ぜひ努力をしていただきたい。

○前中委員長

はい、課長。

○保健福祉課長

深く連携をとりながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前中委員長

他に何かございませんか。よろしいですか。それでは保健福祉課終わりたいと思います。ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは産業建設課関連の項目が2件ございます。まず説明、提案説明よろしく申し上げます。

課長。

○産業建設課長

産業建設課の本日の案件ですが、まず①につきましては11月中旬まで募集をしておりました平成29年度からの道路橋梁及び河川の指定管理者の選定内容についてです。②につきましては今年度の除雪計画になっておりますので、さっそく担当の方から説明させていただきます。

○前中委員長

総括主査。

○建設G総括主査

清里町管理の道路橋梁及び河川の指定管理者の選定についてをご説明を申し上げます。議案の1ページをお開きください。平成29年3月31日で契約が終了いたします、道路橋梁及び河川の維持管理の指定管理につきまして、平成29年度からの指定管理に向け10月3日から11月16日まで募集を行い、一団体から申請がありました。指定管理者選定委員会による審査の結果、株式会社清建工業に指定管理候補者の選定がされております。指定の期間が平成29年4月1日から5年間で提示価格は4億7千757万4千円となっております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

はい。ただいま清里町管理の道路橋梁及び河川の指定管理者の選定について提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

続いて②平成28年度除雪計画について説明提案よろしく願いいたします。はい、総括主査。

○建設G総括主査

平成28年度除雪計画につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお開きください。除雪体制につきましては昨年と変更の方はございません。

5ページをお開きください。除雪計画です。農道を含めました道路171路線、約166.1キロメートル。歩道33路線、26.5キロメートルを予定しております。昨年からの変更点につきましては道路工事によります、延長の変動は多少ありますが除雪路線の変動はございません。

続きまして議案の6ページ、こちらには車両体制を掲載してございます。こちらについても昨年から変更はございません。7ページに除雪路線図を掲載しております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今28年度の除雪計画について説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。河口委員。

○河口委員

歩道の除雪で、昨日その前と雪が降って現実に、私どもの住んでいるところの歩道の除雪がなかなか難しいのかもしれないけども、やっぱり年寄りが歩いて買い物に行く、見た目歩道を除雪は終わりましたけども、歩ける状態でない場所がかなり多いんですね。きれいなところと除雪車走ったのって

というような感じの場所だとか、それは段差が大きいからうまく除雪できないのかもしれませんが。確かにそのときには車道を歩いて車道が狭いところはかなり車道の中央に向かって歩いている方がおりますので、1号道路で歩道は片方だけの除雪になって、それで構わないんですけどもしっかり歩ける状態にさせていただきたいというのが意見です。

○前中委員長

課長。

○産業建設課長

除雪に関してですけど、昨年においても雪の降り方は特異的なものがあります。その部分で除雪も苦労している部分があると思いますが、除雪の行った路線につきましても我々としても除雪の状況というのは確認しまして、気づいた点がありましたら清建の方に伝えていきたいというふうに考えています。

○前中委員長

よろしいですか他にはい、加藤委員。

○加藤委員

除雪体系の中で、今言われているその歩道の除雪の部分が、行いはするんだけど時間帯でやむ負えない部分があるんだろうと思うんですが、特に小学生の通学時間にあった中での歩道の確保がされていないというあたりは、安全性の面から何かあった時、多くの場合は保護者の送り迎えっていうのは結構あるんだろうと思いますが、そうでない中では意外と今回の雪ぐらいに14、5センチぐらいですと、子どもがそのまま除雪のされてないところを歩いてくという中ではいろんな障害もまた起きるかと思うんで、やむ負えないという言葉で片づけることなく、どういう形で、どういう時間帯で、歩道の除雪っていうのは確保していくのか。もう一度改めて、いろんな対策の中から車道を開けるっていうことが大前提だという条件もあるでしょうが、同時に町内におけるその学生通路、歩道の確保のあり方をどういう形で取り進めるのかという部分を十分に整理をしていくなり、あるいはやむを得ない場合、車道を歩く場合の安全対策をどういうふうにするだとか、いろんなことがあると思うんで、その辺について何かがあってからではなく、その前の対応としてどういう形ができるのか。十分に検討されているんだと思いますが、その辺もう一度確認をしておいていただきたいとこのように思います。

○前中委員長

はい、課長。

○産業建設課長

車道の除雪機に比べて歩道の除雪機が少ないっていう現実もあります。ただ朝の除雪に関してはやっぱり通学路を優先しなければならないという考えは持っていますので、除雪を行っている清建工業も解っていることとは思いますが、再度今年もこれから本番になりますので除雪のあり方について打ち合わせを行っていきたいと考えております。

○前中委員長

よろしいですか。加藤委員。

○加藤委員

その協議をする中でスタッフの問題だと思うんです。どうしても人数的な部分でとりあえずは主道路をあげてからでないと歩道に乗れないという状態の対応しかとれないのか。あるいは最初から歩道対応をするためのスタッフを除雪開始と同時に始まることができているのか。その辺を含めて十分に検討をしていただきたいと思います。

○産業建設課長

今言われましたこと含めて協議させていただきたいと思います。

○前中委員長

ほかに勝又委員。

○勝又委員

除雪のことで、踏切の除雪。恐らく踏切を傷つけたら困ると思うんですけど、結構雪残っているんで、踏切ですから結構固い雪残されると意外に踏切で車が渡り切れなくてストップするような状態も考えられると。それでももう少し踏切の部分は踏切専門に除雪している人が斜里の方から来るんだけど、全然間に合いません。それちょっと言ってもらえれば。

○前中委員長

課長。

○産業建設課長

踏切に関しても特に除雪業者としては気を使う部分だと思います。その辺でも多少なりとも雪をもう少しとれる可能性があるのであれば、その点先ほどの件と歩道の件とあわせて協議させていただきたいと思います。

○前中委員長

他に何かありますか。ちょっと確認したいんですけども、今除雪の関係で、通学路を優先という話が出ていますけども学校関係、小学校、中学校、高校ございますけども教育関連の学校との指定の通学路という確認はされているんでしょうか。学校としてここを通学するような形で学校の方から通達が出ているのかどうなのか。所管違いますからはっきりしたことは言えませんが、そういう連絡調整は学校現場とはされているのかどうか。はい課長。

○産業建設課長

毎年とまではいきませんが、通学路に関してどこが通学路になっているかは一応把握しております。でそれに合わせての除雪ということで考えています。

○前中委員長

他に、よろしいですか。全体を通して産業建設課所管分で何かございましたら受けたまわりたいと思いますけどもよろしいですか。それでは産業建設課終わります。はいご苦労様でした。

○前中委員長

それでは、焼酎醸造所関連の提案がございます。担当所長より説明願います。はい所長。

○焼酎醸造所長

それでは焼酎醸造所の関連事項ということで第3号の焼酎会計の補正予算の関係について担当より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○前中委員長

はい担当。

○焼酎醸造所主査

それでは、平成28年度焼酎事業会計補正予算の第3号につきまして御説明申し上げます。総括表の方をご覧ください。歳入から御説明いたします。財産収入につきまして、顕著に推移しております焼酎販売量見込みの増によります増額といたしまして353万2千円の増としております。次に歳出でございますが、職員の結婚によります、人件費職員手当等の増額分といたしまして17万5千円を計上しております。内訳としましては扶養手当6万5千円、住居手当5万1千円、寒冷地手当5万9千円となっております。次に役務費でございますが販売増に伴います、運送費の増の方対応をするためといたしまして63万7千円を新聞広告、雑誌広告などへの出稿分といたしまして10万8千円の増、合わせて74万4千円の総額という形になっております。

続きまして使用料及び賃借料でございますが、チラシや営業用資料の印刷などで印刷量が増えておりますため、印刷機借上料を8万1千円の増額とさせていただきたいと思っております。で公課費につきましては、まず消費税でございますが、売り上げ増に伴う消費税の総額確定分といたしまして71万3千円の増としております。また酒税につきまして本年度の販売増に対します酒税の増の見込みといたしまして151万2千円の増としております。公課費合わせまして222万5千円の増としております。

最後に製造費の方でございます。製造費、醸造費、手数料こちら、役務費の方でございますが蒸留廃液の廃棄手数料といたしまして30万7千円の増額としております。こちらは蒸留仕込み数量の増によります、廃液の量が増えたため廃棄手数料がかさんだものでございます。歳入歳出それぞれ353万2千円を増額いたしまして、補正後歳入歳出ともに1億2千810万8千円となります。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今平成28年度焼酎事業特別会計補正予算、第3号についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思っております。何かございませんか。それでは河口委員。

○河口委員

焼酎の、昨年の12月に価格について一般質問させていただきました。それについては十分町長に必要性ということをお訴えたつもりでいますし、その後この委員会の中で値上げの案も一部担当から出てきた部分がありますね。このへんの価格改定とその時期について、今どういう計画をされているのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○前中委員長

はい。所長。

○焼酎醸造所長

価格の関係につきましては、前回こちらでの試算ということで一度報告をさせていただいておりますが、その後、今内容を詰めながら再度見直しをかけながら進めているところでございますが、当初値上げの関係の時期等についても、来年の4月というような形で報告をさせていただいているんですけども、4月の部分でいきますと年度の切りかえというところで収入の激減と言いますか、29年度の収入が駆け込みによります供給と言いますか、そういう部分で29年度の売り上げ収入に影響を及ぼすという部分もございますので、そのへんも含めて、値上げ時期につきましては29年度の間、8月、9月になりますか、ちょっと今協議中なんですけども、その辺で改定関係については進めていきたいというふうに考えてございます。

○前中委員長

はい、河口委員。

○河口委員

価格については、前回の委員会の中でいろいろ各議員からも意見があったと思いますけれども、私自身もこれはあくまでも収支をという観点からじゃなくて、今ある原価が幾らかかっているかという根本的な部分があるんですけども、さらにこの価格改定を、戦略を持って検討していただきたいと。一律いくらじゃない、ひとつの案としては、私は一番稼ぎ頭の樽の部分については、値上げはできるだけおさえていただきたいという。一番効果があるということでしょうけども、そこは一番稼いでいる部分については少しやる。その辺を踏まえてしっかりと商品価格が適正な価格になっていただけるように手間のかかっている原酒だとかその辺を上げていって皆さんに好まれているやつは、できるだけ上げ幅を少なくするような価格戦略を持って検討していただきたいと思います。以上です。

○前中委員長

課長。

○焼酎醸造所長

今の価格の関係につきましては、前回お話をさせていただいている部分で定番、樽、このへんについては前回提示している価格の中での部分で大体推移をしていくような形になるのかなというふうには思っております。ただ原酒、原酒5年、これらにつきましては付加価値の部分、それらの等々いろいろ勘案しながら価格設定については詳細について詰めていきたいというふうに思っております。

のでよろしく願いいたします。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

価格については非常にやはりデリケートな部分たくさんあるんでしょうけども、これはどっか先延ばししても何も変わっていかないんです。ですから勇気を持ってもらうということだと思いますね。やはり所管の部分の、勇気を持ってきちんと早急に結論を出していただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○前中委員長

課長。

○焼酎醸造所長

その関係につきましては早い段階での報告をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解下さい。

○前中委員長

この問題、大変重要な部分なんで、担当課あるいは執行者とも十分協議して、どういう方向性でこの委員会にあがるかっていう問題もございますんで、その辺は熟慮して提案をいただきたいなと思っております。他に何かございますか。はい池下委員。

○池下副委員長

12月に入って町内ばかりでなくて、町外道外ひっくるめて需要が増えて出荷が多くなるなどという気はするんですけども、全ての商品に対して今の段階でどういうふうに注文受けても対応できるんですよっていう万全な体制とれているのか。それと、前からたまに話していましたが、備品の欠品とかが極力ない12月、1月ってというのは、結構お客さんが多いっていう。これ商売ですから当然のこと。そこらへん今までみたいに樽がないとかコルクがないとか、そういうことのないように押し進めていくってというのは基本中の基本なんで、まずは商品がなけりゃ話になりません。そこらへんは抜かりのないようにやっていってもらいたいというふうに思います。

○前中委員長

所長。

○焼酎醸造所長

ただ今の部分、昨年まで欠品等いろいろご迷惑をかけた部分もございます。このへんにつきましては、十分に精査をしながら販売関係進めてまいりたいというふうに思っております。ただいま昨年樽の関係で欠品という形でご迷惑をかけた部分があるんですが、現在11月末現在で樽の出荷できる量といたしまして、今おさえている部分で8千リッターおさえております。これは酒合瓶で700ミリ

リットルに換算しますと1万1千本という形の本数になります。今月の平均の樽の出荷の量が昨年と同時期12月で5千200ぐらいの本数だったかと思います。それで1万1千という形でこの部分については確保されているというところですし、瓶の在庫につきましても、今年多めの部分の購入をいたしておりますので、これについても間違いなく供給ができるというふうに思っております。その他の定番、原酒、原酒5年これらにつきましても瓶関係についても十分に供給されてございますので、欠品の関係については、今年は無というふうに私も思っております。

○前中委員長

よろしいですか。ほかに関連質疑あればよろしくお願ひします。よろしいですか。それでは焼酎醸造所関連の質疑を終わりたいと思います。ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは大きな2、意見書の検討についてよろしくお願ひいたします。

○議会事務局主査

それでは2番目の意見書の検討について、産業福祉常任委員会所管の意見書が1件提出されておりますので、ご説明いたします。意見書の検討についてという仕切りの資料1ページをお開きください。

提出者は、北海道医療労働組合連合会執行委員長鈴木緑氏、オホーツク勤医協労働組合執行委員長古川太一氏の連名であり、持参提出です。

3ページをご覧ください。この意見書は、医療介護の現場の人材不足と、労働についての内容であり、記以下を読み上げて説明いたします。

1. 医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
①1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など労働環境の改善のための規制を設けること。②夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。③介護施設などにおける一人夜勤を早期に解消すること。2. 安心安全の医療介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職介護職を増員すること。3. 患者、利用者の負担軽減を図ること。

以上1件ですけれども、12月定例会に委員長名での意見書の提出、また内容のご協議をよろしくお願ひいたします。

○前中委員長

ただいま安全安心の医療介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提案についての説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。意見書の検討については提出するという形で進めさせていただきます。

○前中委員長

3. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、未定でございます。

○前中委員長

4. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。
無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第14回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時17分)